平成２５年（フ）第２７８号
相模原市中央区相生４丁目12番11号　レジデンス千代205
債務者　櫻川　日那
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２９５号
相模原市南区相模大野２丁目18番２号　ミルキーハウス106
債務者　平田　　卓
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２９７号
相模原市中央区相模原１丁目３番15号　ロッシェル相模原２―105
債務者　栗林　孝枝
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３０２号
相模原市南区文京２丁目９番12号　フローリッシュ303
債務者　草野美奈子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８４号
岐阜県不破郡垂井町2466番地の１　永長町営住宅７号
債務者　河瀬　秀子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
岐阜県大垣市昼飯町386番地28
債務者　阿部　美男
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
岡山県笠岡市一番町５番地29　市営住宅一番町団地172号
債務者　平原　博喜
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎2777番地１　ラベンダーヒルズＣ―106号
債務者　渡辺　紀子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３９５号
埼玉県三郷市東町159番地１　ロータリーパレス三郷金町403号
債務者　山田　数吉
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３９６号
埼玉県三郷市東町159番地１　ロータリーパレス三郷金町403号
債務者　山田　京子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
埼玉県大里郡寄居町寄居348―１　グランロードⅠ201号飯野方、住民票上の住所埼玉県熊谷市船木台２丁目３番地21
債務者　早野佐和子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７３６号
千葉市稲毛区園生町450番地　園生県営住宅３棟207号
債務者　伊藤　六郎
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７５９号
千葉市若葉区みつわ台４丁目28番２棟204号
債務者　井上　智美
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７０号
岡山県倉敷市広江２丁目７番３号
債務者　田中　保江
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
高知市桜井町２丁目４番34号　遠近アパート１Ｆ中
債務者　吉良　公子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６４号
高知市中久万557番地
債務者　岡　　記子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７０号
高知県香南市野市町土居1074番地
債務者　六久保克吏
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高知地方裁判所破産係